

船橋市教育委員会会議 5月定例会会議録

1. 日 時 平成29年5月10日(水)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時15分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
教育長職務代理者 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 金 子 公 一 郎
管理部長 栗 林 紀 子
学校教育部長 棚 田 康 夫
生涯学習部長 小 出 正 明
学校教育部参事兼学務課長 筒 井 道 広
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 度 会 益 己
施設課長 安 藤 明 宏
指導課長 尾 楠 欣 也
総合教育センター所長 石 渡 靖 之
社会教育課長 二 野 史 靖
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
東部公民館長 羽 鳥 賢 二
青少年センター所長 鈴 木 信 也
指導課主幹兼指導課長補佐 内 海 克 紀
教育支援室長 兼 坂 尚 貴
5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項

- 議案第22号 船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第23号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
議案第24号 平成29年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について

第3 報告事項

- (1) 市制80周年記念教材作成事業について
- (2) 船橋市東部公民館等複合施設建替基本構想の報告について
- (3) 船橋市不登校対策事業「一宮ふれあいキャンプ」の実施について
- (4) ホテル観賞会の開催について
- (5) (仮称)塚田第二小学校の通学区域について
- (6) 平成29年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (7) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

4月19日に開催しました教育委員会会議4月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について、守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第22号及び議案第23号につきましては、船橋教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第24号報告事項（5）及び報告事項（6）については、同規則第12条第1項第5号に該当しますので、非公開といたしたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（7）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

市制施行80周年記念教材等作成事業について、進捗状況を説明させていただきます。

本冊資料1ページをご覧ください。本事業は船橋市教育大綱の中で留意する4つの取り組みに示されております、「子どもたちと船橋とのつながりをより一層強化していく取り組み」の中にあります、「ふるさと船橋への思いの育み」と関連した事業でございます。

目的、事業概要については、資料にあるとおりでございます。

中身に入ります。本事業については、大きく3つの内容があります。まず、映像資料の作成に関しては、先月末に台本が決まり、現在撮影、そして編集作業が行われています。ちょうど本日はアンデルセン公園と西図書館、そして小中学校でのロケが実施されております。この映像資料につきましては、6月中旬をめどに完成させ、その後各学校への配付準備を行います。

次に、指導資料の作成についてです。先月21日、指導資料作成委員への委嘱状交付式と、第1回の委員会を実施しました。現在、各委員が授業の指導案を作成しております。今月19日に、第2回の委員会で指導案を検討した後、6月初旬の予定で、最終構成前の映像教材を使って、各委員が模擬授業を行う予定でおります。その後、指導資料の校正を行い、映像教材とあわせて6月末を目安に各学校に配付する予定で現在作業を進めております。市内の公立の小学校、中学校、特別支援学校で、7月中に指導資料を手引として使っていただき、映像教材を使った授業等を行う予定で準備を進めております。

3つ目は、作文コンクールの実施についてでございます。これについては、授業を踏まえまして、子どもたちにこれからの船橋市について作文を書いてもらいます。夏休み中に書いていただき、夏休み明けに各学校から代表作品を募集し、審査を行います。優秀作文については、11月に船橋市総合教育センターで実施される教育フェスティバル、ここで表彰を行う予定であります。募集した作文は、その後作文集として、年度内に取りまとめを行う予定であります。

これらの取り組みを通して、みずからのふるさととなる船橋市の歴史と文化の歩みを、児童生徒の記憶にとどめ、将来にわたり船橋市について深く考え、愛着を持てるようにしていきたいと考えております。

今後も皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

【鎌田委員】

80周年を記念した大変盛りだくさんのすばらしい企画だと思うのですが、できれば映像資料などは、児童生徒さんだけではなくて、公民館などに置くなどができれば、親御さんも見られて懐かしめるでしょうし、共通の話題で家庭の中で船橋市のお話が出てくるなんていうことも想定できていいのかなというふうに思います。ご無理のないところで、もし可能であればご検討いただければと思います。

【総合教育センター所長】

今、鎌田委員からお話がありましたけれども、まず各学校に配付するものにつきましては、保護者会、あるいは学校評議員会等でも試写してもらうように予定しております。

それから、今お話がありましたが、このDVDに関しましては、予定でございますけれども、公民館、図書館、こういったところにも置いていただいて、希望する方が見られるように、それから、これもまた広報課等との折衝もありますけれども、市のホームページにもウェブ公開ができるような形も考えております。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

すみません、ちょっと確認をさせてください。(1)でつくられる映像資料と、教材

としてのDVDというのは、全く一緒ということで考えていいのでしょうか。

【総合教育センター所長】

全く同じでございます。

【佐藤委員】

こども未来会議室等での発表等も映像に入れるということですが、未来会議室っていつやられるんですって。

【教育長】

未来会議室の日程ですか。

【佐藤委員】

日程というか、いつごろ発表になって、それを、今年もう入れるということですか。

【学校教育部長】

未来会議室での子どもたちの、中学生の活動の様子は、既に実施した映像を使わせていただきます。今年だともう間に合わないの、今のところそういうふうを考えています。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項（２）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

報告事項（２）船橋市東部公民館等複合施設建替基本構想について報告させていただきます。資料につきましては、本冊の３ページをご覧ください。

東部公民館は現地建て替えを行うことは既にご報告申し上げたとおりですが、新たな東部公民館等複合施設の目指す姿、そして基本的な方針を示すために、このたび基本構想を策定しましたのでご報告させていただきます。

なお、この基本構想をつくるに当たりまして、公民館は生涯学習の拠点であり、地域コミュニティの中核的施設として、その果たす役割はますます重要になってきており、公民館職員の地域住民との間には深い信頼関係が構築されております。これらのことから、市としては公民館の運営については直営で行う、直営方式で行うという前提で基本構想を策定させていただきました。この基本構想につきまして、併設施設や民間に管理を行わせるPFI導入の可能性の検討も行いました。

4ページをご覧ください。まず、基本構想策定に当たりまして、現在の東部公民館の状況が記されております。黒丸の2つ目のところになるのですが、敷地面積としては108.09平方メートルとなっております。下から2つ目の点になりますが、指定容積率、指定建蔽率については600%の80%となっております。

現在の施設の概要なのですが、5ページの2-2をご覧ください。公民館・連絡所棟と、消防団の分団器庫棟の2つがこの敷地内にございます。それぞれ合計で延べ床面積は1,965.89平米、建築面積は497.56平米で、駐車場の台数は9台となっております。

6ページをご覧ください。まず、基本構想を策定するに当たりまして、建築可能な全体ボリューム、建築可能な最大床面積の検証を行いました。下から5行目のところに検証結果が書いてあります。こちらで敷地面積が、先ほどお話ししました面積から道路等を除きまして、795平米、これに容積率を掛けることによって、4,770平米の容積を確保することができます。こちらが建築面積が600平米とした場合、8層まで建築が可能となります。これにより、7ページの3行目の(例)に書いてありますが、延べ床面積は最大で5,960、駐車場棟は1,190、駐車場以外の容積対象となる面積が4,770ということになります。

次に、最大容積率の中で、公民館としての適正規模はどのようなものかということで検証を行いました。貸し出しの部屋につきましては、26館の利用者数等、貸し出し部屋の面積の比率より算出いたしました。具体的には、貸し出し部屋の面積と利用者数とのアプローチ、あと貸し出し部屋の面積と、社会教育関係団体数からのアプローチで必要な面積を割り出しました。貸し出しの部屋以外の共用部分等につきましては、平成19年度から平成28年度までに竣工した西部、坪井、法典、浜町、北部の5公民館の平均から算出しております。

このようにして算出した公民館の必要面積は8ページをご覧ください。8ページの上の破線で囲ってあるところになります。公民館全体としまして約2,000平米、フロアにしまして3から4フロアの容積、面積が必要となります。これを現在の公民館と比較してみますと、集会室で3部屋、こちらの表の中の5、6、7が増えた部分です。あと、これまで東部公民館にはなかったナンバー12、13の音楽室も2室確保しております。なお、図書室、図書倉庫につきましては、これまでの建設した公民館の平均から100平米としておりますが、今後これから先に説明するアンケート等によって、最終的には若干大きい形になります。

公民館の面積を、必要な面積を出したところ、次に併設施設の検討を行いました。9ページをご覧ください。9ページの(1)、まず庁内の併設施設の要望のアンケートと、あとそれに伴い、企画部門とあわせてヒアリングを行いました。こちらが、②のほうが要望、協議が上がってきた施設の一覧が表でまとめてございます。

こちらの表の一番右側の優先度、こちらの優先度○というのは、既存の施設に入って

おりますので、これは優先的に整備する、△については、検討する必要があるということになっております。

次に、市内だけではなく、地区住民や利用者団体について併設施設等のアンケートを行いました。こちらは、地区住民については前原地区の住民に関して約1,000通のアンケートを行い、利用団体については133件のアンケートを行いました。

10ページをご覧ください。利用者団体につきましては、この表の中にあるように、60代以上が多いのですが、地区住民につきましては全年代からの回答を得られて、信頼性のあるデータというふうに考えております。アンケートの結果としまして、まずアンケート分析2というところをご覧ください。新公民館に求めるものということで、地区住民からは図書室の設置や、図書サービスに関する要望が多数となっております。利用者団体からにつきましては、やはり集会室の確保が最多となっております。地区住民、利用者団体とも、講堂、学習・交流・飲食スペースが要望の上位となっております。

次に住民アンケートの分析3「新複合施設に求めるもの」をご覧ください。公民館に併設する、複合となる施設につきましては、地区住民、利用者団体とも、連絡所・出張所等の市役所支所、高齢者施設、子育て関連施設が上位となっております。この高齢者施設、子育て関連施設につきましては、最後の総括のところでもどのようなものかについて説明させていただきたいと思っております。

あと11ページをご覧ください。11ページの中ほど、自由記載等に寄せられた意見としまして、地区住民からの意見としましては、若者が利用できる公民館、あと対象、ターゲットの偏りがないようにしてほしいということや、幅広い年代に対応した施設構成を望んでいることがわかります。また、自由記載欄にも、図書館の代替となるような規模の大きな公民館図書室の設置の要望が挙げられております。

次に、民間事業者意向調査、こちらは民間活力を導入するPFI方式を行うような大手ゼネコン、あと市内建築業者、維持管理会社や金融機関に対して、PFIの導入をした場合については、その可能性があるかということでアンケートを行いました。

11の②、調査の前提というところをご覧ください。最大容積率は先ほど説明させていただきました4,770平米で、地上8階、地下2階の建物を想定して、その中で民間収益施設部分を6階、7階の2フロアと想定し、これでPFIを行うとすればその可能性、すなわちPFIに参加するかどうかということアンケートを行いました。

12ページをご覧ください。12ページの「意向調査分析：まとめ」のところに、こちらのアンケートの結果がまとめてございます。このアンケートの中では民間収益事業の採算性については疑問を抱く企業が多く、民間収益事業用スペース2フロアを設けたとしても、市の財政負担の軽減にはつながりにくいというまとめになっております。もし民間収益事業の活用方法を図るのであれば、地区住民、利用者団体アンケート調査等で要望がありながら、公共施設では対応が難しく、かつ小規模な施設、例えばカフェなどが考えられるというまとめを行いました。

これらの庁内要望や住民の意見、また民間事業者のアンケートを踏まえて、新東部公民館のコンセプトをまとめたのが13ページになっております。こちらは2つの柱で構成されておりまして、1つの柱としては、新たな利用者呼び込むための施設・機能。もう一つは、利用者の利便性を高める施設・機能ということで、5つのコンセプトを挙げております。

まず最初に、「図書館の代替となるような、既存の公民館図書室よりも充実した図書室の設置」。次に、「活発な地域の音楽活動を応援する、音響特性に優れた小ホールの機能を備えた講堂と、複数の音楽室の設置」。「福祉販売会や投票所など多目的に使えるフリースペースの設置」。「貸出部屋の増設」。あと通常は駐車場としながら、「半屋外の催事スペースとして活用できるようなピロティの設置」というコンセプト5つをまとめました。

これらのコンセプトを受けて、施設のイメージを確定したのが、15、16ページに書いてあるA案、B案、C案となっております。A案としましては、民間事業施設を2フロア確保して、最大容積率を活用した案です。Bとしましては、1階の自由度を高めるために、駐車場部分についてはタワーパーキングとし、高齢者施設や子育て関連施設を、民間活力を導入するというものです。16ページのC案です。こちらにつきましては、施設規模を極力抑えた中で既存施設の拡充を図る案となっております。D案につきましては、C案の公共施設案にB案の民間収益施設を加え、各要望の充実度合いの高い構成といたしました。

これらのA、B、C、D案について、事業手法の検討を行いました。事業手法の検討とは、民間施設のBTO方式、この表の中のBTO方式に書いてある、民間事業者がみずから資金調達のうち設計、建設し、施設完成後に所有権を移転し、民間事業者が維持管理を行う方式です。こちらの手法を行った場合、どの程度の財政効果が出るかということで、21ページをご覧ください。21ページ、A案につきましては、従来の公共が建てて使用する方式に比べて、15年間で1.78%のVFM、バリュー・フォー・マネー、財政効果が認められると。B案については1.49%、C案については、逆に財政効果が-0.24%の負担増となります。D案については0.49%のVFMが出るということになっております。

以上のことを踏まえて、検討結果としまして、まず先ほどアンケートにありました子育て関連施設、高齢者施設ということで、ではどのような施設であるかということで、まず施設イメージを、アンケートの自由記載欄等からこちらに記載してあります。

こちらの(1)子育て関連施設に関する詳細検討ですが、「①求められる施設イメージ」と書いてあるのですが、こちら全部を満たすのではなく、子育て関連施設とすればこれらのものが考えられるということで列挙してあります。

まず1つは、保育園入園前の乳幼児の遊び場。次に、小学生が安心して遊べるような場所。次に、子育て世代が気軽に集まれてイベント等が行われている。その他、保育士

や幼稚園教諭、専門の研修を受けたプレイリーダーが常駐し、遊びや学びを指導してくれる、保護者の子育て相談にも対応できる場所。あと、子どもだけの預かりに対応し、保護者がリフレッシュできるような場と、これらの施設が求められているイメージというふうに考えています。

そのような中で、では、実際コンセプトの中にどういうふうに反映するかと検討したものがこちらに書いてあるところです。②併設検討時の課題という形で、いわゆる風俗営業法の適用になるため、保護対象施設となるような児童福祉施設の設置については、周辺への影響が大きいと、難しいのではないかと。児童福祉施設に当たらない施設、例えば民間のキッズルームなどについても、近隣の商業施設内に民間類似施設があり、競合が予想されている。また、庁内要望調査において、当初、子ども政策課から要望があったものの、この東部公民館の竣工年度が未定の施設において、時代的な要請に合った施設・サービス内容を現時点で確定するのは難しいとの理由により、子育て支援関連施設の要望は取り下げられた経緯があることから、本建て替え事業の計画を精査して、設計が確定していくまでに、併設の可能性について再検討が必要ではないかということになりました。

次に、高齢者施設に関する検討ですが、高齢者施設に対して求められるイメージとしましては、医療サポートは必要としないが、中高年の身体機能の維持や、交流、仲間づくりの場、あと専門の研修を受けたトレーナーが常駐して、個人的なトレーニングの支援を受けられるような場ということが求められるとイメージできます。

これらを検討したところ、この東部公民館の周辺にはさまざまな規模や種類の民間運動施設があり、競合が予想されます。大手ジムのレッスンは安く受けられるのであれば、利用者には経済的なメリットはございますけれども、それは民業圧迫等になるのではないかと。また、経済的メリットのない価格で、すなわち民間と同じような価格設定にするとすれば、公共で施設を用意して民間事業者を誘致する必要性は少ないということから、こちらでも建て替えまでの間に併設の可能性について、また再検討が必要ではないかというふうに整理してみました。

次の24ページをご覧ください。民間活力のPFI導入についての検討をここでは行っております。内閣府の「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」に基づくと、事務庁舎の平均VFMは大体6%のものについてはPFIを導入されていると。また、先行類似のPFI事例においても、特定事業選定時の平均VFMは6.41%となっておりますので、一般的に6%から6.41%程度のVFMが期待されるような場合についてはPFIを導入しているという事例になっております。

これらから定量的に評価をしたのが、①の定量的評価です。公民館は直営で行う、運営につきましては直営で行うことから、VFMとしては-0.24から1.78%と低いメリットしかございませんので、こちらの直営に関しましては財政的効果は低いということになります。

次に定性的評価としまして、小規模な民間施設の併設に関しましては、こちらは従来手法で整備したとしても、「余裕のある行政財産の貸付」により貸しつけることが可能であるので、あえてPFIを導入しなくてもこれは可能である。あと、運営につきましては、公民館は地域コミュニティの中核的な存在であるために、直営の意義・メリットと、一般的に期待される水準よりも低いVFMをあわせて考えると、総合的なメリットは少ないということで△となっております。

PFI導入の検討結果ですが、一般的に期待されるVFMの基準の達成が見込めないことや、定性的評価においてもPFIの導入のメリットが少ないため、従来手法による整備が適当だという形で整理をいたしました。

次に、施設整備の基本的な方向性というのを25ページにまとめてございます。こちらの中で、民間収益施設を併設したとしても、市の財政負担にはつながらないということが考えられます。これらのことから、施設規模を抑えながら既存施設の拡充を図るC案を基本案といたしました。ただし、民間施設の併設がないために、容積率が約2階分余裕がございますので、こちらのほうが公共施設による最大容積率の活用可能性の検討や、地域住民・施設利用者の利便性向上や、市有財産の有効活用に資する施設となるように、今後さらなる検討・協議を行う必要がございます。

検討に当たりまして、具体的に2点、検討する大きな課題を挙げております。5-4、施設構成を考えるにあたっての検討課題、(1)最大ボリュームの活用の検討です。船橋市は現在、人口増加が続いているものの、将来的には人口減少局面に入る見込みがございます。東部公民館の建て替えに当たっては、公共施設等の最適な配置を考慮し、施設の併設や複合化の検討が必要となります。今回の基本案となるC案につきましては、容積率に余裕があり、津田沼駅が隣接する前原地区においては、将来的にも人口が増加することが見込まれることや、津田沼駅周辺の高い利便性を考えると、公共施設等で最大限の活用を図るべきかどうか、今後検討が必要となります。

また、最大ボリュームを活用するに当たっては、①連絡所の機能強化、本基本構想においては、連絡所を出張所への拡充として想定しておりますが、全市的な窓口のあり方の中における津田沼連絡所の位置づけを整理する必要がございます。

あと、駐輪場の設置ということで、こちら、駐輪施設の設置を想定はしておりますが、船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画に位置づけられている、公民館以外の箇所における整備の可能性も含め、収容台数についてはさらに精査する必要があるということで、C案を基本としながらも、このような(1)、(2)の検討を行い、最終的な施設構成を今後考えていく必要がございます。

なお、今後の予定になりますが、26ページをご覧ください。もし設計に入れたら、初年度から2年度目については解体設計、基本設計、実施設計を行います。3年度目から5年度目で解体工事、建築工事で、5年度目から供用開始と、このようになる予定となっております。

説明は以上です。

【教育長】

ちょっと長い説明でしたけれども、何かご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

【鎌田委員】

多方面からのご検討、大変お疲れさまでございます。基本的にいろいろなところの要望やバリュー・フォー・マネーなんていう、金銭的なところも検討していただいているところですが、教えていただきたいのですが、基本C案をベースにというところで、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、B案のところの子どもさん関係のところと高齢者関係のところは、検討の余地はありながらも、今のところ入れないということの理解でいいのでしょうか。

【社会教育課長】

そうですね、C案としまして、先ほどのところでも、C案ですと6階建てになりますので、あと2階部分残ります。こちらのC案については子育てと高齢者の施設等が入っていませんので、子育て施設や高齢者施設を入れるに当たって、民間ではなくて公共でどのような形ができるかということ、今後関係課と協議していきたいと考えております。ですから、こちらの6階以降の2階部分については、今後の検討では、子育てや高齢者に関する施設が入る可能性もございます。

【鎌田委員】

そうすると、複合化というのは基本、公共施設としての複合化というような理解でいいですか。公共施設が入る、民間施設は入らないということですよ、複合化という表現出てきますけれども。

【社会教育課長】

原則は公共で考えたいと思いますけれども、そこは公共の、例えば保育についても民間の力をかりているところもありますので、そこについてはもう少し柔軟でもいいかなと考えております。

【鎌田委員】

すみません、若干専門に近いところもあって、気になるところが少なくないのですが、あと、例えば場所的に考えると、新京成の脇ですよ。オープンスペースとかとって、容積率を算入するオープンスペースのとり方とか、いろいろ専門的なカウント

の仕方があるのですけれども、音の問題とか、あと、駅に近いといえば近いので、防災拠点や、将来的、長期避難の関係やその辺の検討など、PFI方式で幾つか関連事業者を聞いてはおられるのですけれども、ゼネコンに限っているというか、ゼネコンさんが多いじゃないですか、聞いている先が。今、割と多様な業態がいろいろPFIとか参入してきているような気がするのですけれども、その辺の偏りというのは余り、維持管理会社と建設企業関係13社と、維持管理会社も、もしかしたら建設系の維持管理ですよ。そこ、若干気になりましたが、何かしっかりご説明がつけば、私もそんなPFIありきの計画ではないなというふうな、結論的には全く賛成なのですが、説明が、第三者に求められたときに大丈夫かなという気がしました。

【社会教育課長】

今のお話で、まず騒音の話につきましては、こちらは建築のほうで、騒音の対策はできるだろうということで、西図書館もございまして、あそこでもかなり静音性等持っていますので、大丈夫かなと。

あと、建築のそれぞれの部門のほうに確認しまして、容積率とか、少し細かい話になるので、駐車場の面積不算入とか、そのあたりも確認してやっておりますので、そちらの最大容積率の算出についても問題はないのではないかなというふうに思います。

あと、PFIのアンケートの事業者ですけれども、委員がおっしゃられたようにゼネコンと、あと地元の建築業者。それから施設の維持管理会社、金融機関、こちらにも複数者聞いておりますので、ある程度の数は確保したと。そちらについては、概要版になっていますけれども、資料編と本編に詳しく書いております。

以上です。

【佐藤委員】

お疲れさまです。本当に東部公民館は、中央公民館も同じだとは思っているのですけれども、船橋全域で活動している、そういうような人たちが使用、望んでいるところかなというふうに思います。いいか悪いかは別としまして、中央公民館、東部公民館というのはそういうものかなというふうに思っています。なかなかとれないことも実際には私どももよく知ってまして、また狭かったり、狭い部屋しかとれなかったりとか、そういうこともあるのはよく知っています。期待がかかることです。

アンケートの結果で、図書室、図書館の代替となるものというような話があって、13ページのトップにも載っているのですが、ちょっと心配されることが、いわゆる二和公民館と図書館が併設されているようなイメージで皆さんが図書と言っているのか、それともボリュームをもうちょっと増やしてほしいという意味で言っているのか、その辺の区別というのが、ニュアンス的にわかりますか。

【社会教育課長】

こちら、アンケートでも自由記載欄で主に書かれているところで、こんなふうにしました。そうすると、利用者さんが望んでいるのは別立てではなくて、広くて蔵書が多い図書館なり図書室が欲しいということで、そういうニュアンスでコンセプトも考えております。ですから、二和と北図書館のような別立てみたいなことは考えておりません。

以上です。

【佐藤委員】

もちろんそうなのですけれども、二和のところが出張所と公民館と図書館とありますけれども、何となくみんな一体で見ているというイメージが正直あります、市民は。何となく一体で見ているので、建てかえのときにああいう形で図書館、出張所というイメージで、まあ階は別としても広さが全然違うので、別としても、その規模のものが欲しいと言っているのか、それとも、そういう規模ではなくて、いわゆる図書室の蔵書をちょっと増やしてほしいというぐらいのレベルで、市民のアンケートで言っているのか、その辺がニュアンスがわかるかどうかという話です。

【社会教育課長】

すみません、アンケートの中ではちょっとそこまでは詳しくは出ていないのですが、こちら、今現在、東部公民館についても、蔵書はないのですが、貸出・返却拠点ございますので、それもあわせて一体化として、公民館図書室の、大きくて、その大きい中で図書館並みの蔵書とサービスを期待しているというのは、アンケートの中からわかりました。

【佐藤委員】

すみません、本当に市民は、市民というか私も含めてですけれども、意外とわがままです。普通にあそこに1つの図書館が欲しいと思って書いている可能性もあるのかなというふうに思います。そういう意味で、できたものが、何だこれだけかということになるのか、それとも、いや、増えてよかったなということになるのか、その辺がアンケートでわかるような形があればよかったなというふうに思いました。その辺はまたいろいろと意識調査、人的に意識調査をしてもいいのかなとは思いました。

【社会教育課長】

委員がおっしゃられたように、純粋に図書館を求める意見もございました。また、規模を大きくしてくださいという意見も、だから意見としては図書館から図書室の拡大までいろいろありました。ただ、ここにつきましては図書館としますと、やっぱり風俗

営業法の関係ございまして、周辺の商業活動に与える影響が大きいということなので、ちょっと図書館は無理ではないかということで今考えております。

あと、図書館の規模の意見をというお話だと思うのですが、これにつきましては今現在、地元の住民と意見交換会を何回も行っておりますので、その中でも意見を聞いていきたいと考えております。

以上です。

【鳥海委員】

今、佐藤委員が図書館についてお話ししていただきましたけれども、アンケートという、やっぱりもう少し立派な、使い勝手のいい図書館があそこできるとありがたいという同じような感じで、高齢者施設もそうですよね。デイケアやデイサービスの、訪問・送迎の自動車をよく見かけると思うのですが、行きなれたところで、ケアの限界を我が親が超えてしまうと、別のところに行かなければいけないというジレンマ。それが例えば、ある程度規模の大きなところがあれば、比較的元気なときから、あるいはお風呂も入れて帰してくれるような、そういったものを期待している声も当然あるのではないかなと思うのですが、当然市が想定していたりとか、スペース的にも想定しているものは違うと思うのです。

なので、住民がどういうことを要望しているのかということをつかんだ上で、あともう一つ、いただいた資料の中に足りないのが、市の気持ちですね。いわゆる、何をどうしたいのか。何に必要を感じているのか。このエリアで足りないもので、市がすべきことは何なのか。そのスペースとして、この立地で生かせる提案が何なのかということが、今日ご報告いただいた中には見えてこないというのが少し残念なところです。

例えば私が少し考えるのは、就学前の疾病を持った子どもを預かる場所はないのかということ、船橋、足りないですね。また、それをどこにつくるのかということが難しいわけですね。そのときに、僕は船橋駅周辺か、津田沼駅周辺が一番いいと思っています。それは逆に、西船橋にお住まいのお母さんが都内に働きに出るのに、一度お子さんと一緒に津田沼に行って預けて、また都内に向かってもいいではないかということですね。あればですね。比較的、交通の便のいいところであれば。数は少なくてもいいけれども、お困りな方が非常に多いわけですし、市が用意しなければいけないとても大切なもので、健康政策課と教育委員会などが一緒にならなければいけないところなのかなと思います。

幾つもの必要だけれどもないというものってあるかと思うのです。そういったものとスペースの生かし方というのが、我々発でいい案があればうれしいなと思いますので、ぎりぎりまでの検討を期待したいです。

【社会教育課長】

ご指摘いただきました、市としてどういう方向の施設にしたいかということがちょっと見えないところですが、ご指摘をいただいたとおりで、公民館の大きさ等につきましては社会教育課である程度出したのですけれども、それ以外の、何を併設するかということについては、今年度、そのための予算を200万ほどとりまして、今年度どのような施設をどの程度の規模で入れるかというのを、関係課と協議していきたいと考えております。

それに続いて、関係課にも今後、またアンケート等をとって、再度高齢者施設と子育て関連施設については検討していくような形になっております。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【佐藤委員】

すみません、私も鳥海先生の言った意見と同じことを思いました。本当に、もちろん市民のニーズは何かということはずごく大切ですが、それと同時に、皆さんがどのようなアイデアを出せるかということも、我々とても大切だと思っています、職員が働いている職員が自由な発想を持って、どのようなアイデアをみずから市民に提供できるかということも重要だと思っていますので、ぜひ皆さんの能力、フル回転をしていただければなと期待をしております。

以上です。

【鎌田委員】

総合計画や教育大綱などがベースにあるのですけれども、鳥海委員おっしゃったこと、佐藤委員おっしゃったこと、いろんな法律や制度があって、都市計画マスタープランも当然ありますよね。中心市街地活性化法のように、いろんな公共的なサービスを、できるだけ駅近くの便利なところに集中させようという、国の基本的な考え方もあります。コンパクトシティという考え方もあります。その辺の周辺状況の整理が、社会教育だから、教育関連だけつなげばいいというのではなくて、まちづくりの根幹に立つそのものですので、どんどん、しばむ中によって、何が複合化が必要なのか。どこまで提供が必要なのか。

9ページにいろいろ要望施設が上がってきていますが、それも△はいろいろと検討を入れる方向ではあるのですけれども、例えば社会教育課の市民大学校なんて結構大きい面積入っているのですが、学ぶというところという図書館と一体化する、公民館と一体化する、非常に意味があることですよ。こういうようなところを、同じ△でもいろんな意味合いが違ってくるので、コンセプトに沿って、また広いまちづくりに視点を持

ってやっていただけるといいなというふうに思います。

頑張ってくださいと思っています。

【教育長】

貴重なご意見いただきましたので、ぜひ検討していただければと思います。お金の問題と土地の広さの問題があるので、なかなか難しいところがあるのですが、立地条件は素晴らしいところなので、いい公民館をつくっていただければと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

引き続きまして、報告事項（3）について、青少年センター、お願いいたします。

【青少年センター所長】

船橋市の不登校児童生徒対策事業の一環である、一宮ふれあいキャンプについて説明させていただきます。資料として保護者向けに作成したプリントを本冊の27ページ、28ページに載せてありますので、ご覧ください。

このキャンプは昭和58年から始まり、今年で35回目を迎えます。8月の夏休み期間中に一宮の少年自然の家を利用し、2泊3日で大学生のアシスタントと不登校の児童生徒と一緒に活動するものです。市内の不登校児童生徒が増加している中、支援の一助となればと考えております。

なお、今年度はホームページなどを活用し、また、学校、関係機関への周知を早目に行うなどの啓発活動に力を入れております。

以上でございます。

【教育長】

毎年やっている一宮のキャンプですけれども、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項（4）については、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。何かご意見、ご質問、（4）についてありましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

報告事項（4）について、28年度の入場者数が9,000人と大変伸びたのですが、何かそこは理由があるのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

昨年ですけれども、日数を3日ほど増やしました。そのために人数的には9,000

人となっております。

以上でございます。

【教育長】

すごいですね、3日延ばして9,000人。

いかがですか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（7）、その他で何か報告がある方はお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして先ほど非公開と決しました議案第22号から議案第24号、報告事項（5）及び報告事項（6）の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

（傍聴人退席）

【教育長】

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第22号について、総合教育センター、説明をお願いします。

議案第22号「船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、教育支援室室長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第23号について、青少年センター、説明願います。

議案第23号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（5）について、学務課、報告願います。

報告事項（5）「（仮称）塚田第二小学校の通学区域について」、学務課長から説明があった。

【教育長】

続きまして報告事項（6）に入りたいと思います。当該案件の報告に当たり、はじめに、まず教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

報告事項（６）につきましては、平成２９年第２回船橋市議会定例会に提出する予定の案件で、事業等の内容について事前に委員の皆様にご説明させていただくものでございます。

なお、後日当該案件について、市長から意見聴取がある予定でございます。

以上です。

【教育長】

それでは、報告事項（６）について施設課、説明願います。

【施設課長】

それでは、報告事項（６）平成２９年第２回船橋市議会定例会へ提出予定の議案についてご説明いたします。

資料は別冊１の９ページから１１ページになります。なお、資料につきましては、今回市長部局のほうでも二和の国家公務員宿舎の買収の議案も上がりますので、今後企画財政部と調整して、場合によっては書式の変更が行われる可能性もございますので、ご承知おきください。

それでは、国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地の取得につきましては、これまでもご説明しておりますとおり、行田中学校の拡張用地並びに新設中学校の予定地として、平成２９年度当初予算に計上されており、今後国の所管であります財務省関東財務局と売買契約を交わすこととなります。

契約に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が４，０００万円以上で１件５，０００平方メートル以上の土地の取得の場合には、議会の議決を得る必要がございます。今回取得する土地につきましては、価格は１１億２，０００万円、面積は２万５，９７８．２４平方メートルとなっておりますので、条例の規定に該当しますことから、市議会の第２回定例会に議案として提出する予定となっておりますので、ご報告いたします。

また、同じく予算化されております（仮称）塚田第二小学校用地の取得につきましては、現在相手方と交渉中でございますので、契約の準備が整いましたら議案として提出する予定でございます。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、当該案件につきましては、平成２９年第２回船橋市議会定例会に提案する

よう、事務を進めることとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

続きまして、議案第24号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、議案第24号について、指導課、説明願います。

議案第24号「平成29年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、指導課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時15分閉会